府政沖第 88 号 平成 20·03·10 地第 1 号 平成 20 年 3 月 14 日

沖縄振興審議会

会長 白井克彦 殿

内閣総理大臣 福田康夫

経済産業大臣 甘利 明

産業高度化地域南部地域の区域の変更について(諮問)

標記について、沖縄県知事から平成20年3月6日付け観企第501号により、産業高度化地域南部地域の区域の変更申請があり、下記のとおり変更したいので、沖縄振興特別措置法第35条第5項により準用される同法同条第1項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

記

	区域
変更前	那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、中頭郡西原
	町及び島尻郡南風原町
変更後	那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、中頭郡中城
	村、中頭郡西原町及び島尻郡南風原町